

〔別紙 1〕

随意契約理由書

件名	荻藻島クリーンセンターごみクレーンバケット点検整備
契約の相手方	株式会社 福島製作所 大阪営業所
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由 当クリーンセンターは、収集運搬された廃棄物を一時貯留し、市内 3 か所で焼却業務を担当するクリーンセンターへ、その廃棄物を中継するための施設である。 点検整備対象のごみクレーンバケットは、貯留されたごみの攪拌、中継車への積込みのために必要不可欠な重要設備であり、メーカー及びクリーンセンター独自の機器仕様になっていて、点検整備に当っては独自の技術や経験を必要とする。また、メーカー独自の加工を施した特殊部品があり他のメーカーでは部品調達ができない。 上記業者は、本設備の設計、製造、据付を行った業者であり、その機能構造を熟知していて、部品の調達を含めて点検整備を行うことのできる唯一の業者である。 以上の理由により、上記業者と随意契約を締結する。	
担当部署 (問合せ先)	環境局施設課荻藻島クリーンセンター（電話番号 078-652-3398）